

令和7年度 熊野町立熊野中学校 生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校の際は、安全に留意する。

(1) 始業時刻は8時10分とする。始業時刻までに教室に入り、自分の席に座っておくこと。

(2) 欠席・遅刻の連絡は、8時までに保護者にフォームまたは電話で連絡してもらうこと。

(3) 始業時刻に着席していない場合には、遅刻とする。部活動の朝練習を行なった生徒も同様とする。

(4) 決められた通学路を通ること。

(5) 定められた下校時刻を守ること。
下校時刻については、別途部活動規程によって定める。

(6) 自転車の登下校

① 第二、第三、第四小学校区は、自転車通学を許可する。
第一小学校区は、中学校に相談すること。

② 許可された場合、自転車の点検を受け、学校のステッカーを貼付し、所定の場所に駐輪し施錠すること。

③ 休日の部活動も同様とする。

④ ノーヘル、あごひもを締めない、2人乗り、改造等は禁止する。

⑤ 交通ルールを遵守すること。

⑥ 違反があった場合は、自転車通学を禁止する。

違反1回：1週間禁止

違反2回：2週間禁止

違反3回：1ヶ月禁止

悪質な場合は、1回でも1ヶ月間禁止とします。(1年間通算)

⑦ 校内外を問わず、駐輪の際には施錠すること。

(7) 休業日の登校

通学には、必ず制服(体操服)、または各部で指定されたユニフォームを着用すること。

2 違反があった場合は、特別な指導を行う。保護者にも連絡し、場合によっては保護者来校の上、指導を行う。

(頭髪)

第3条 頭髪については、学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪型や長さとする。

(1) 基本的な髪型

- ・目にかからない髪の長さとする。
- ・後ろ髪が肩にかかる場合、黒・紺・茶のゴムで耳より下でくくこと。
(三つ編みは可とする) 必要であれば、黒・紺・茶のピンを使用しても良い。

(2) 特異な髪型

一部だけを伸ばす、短く刈る等の流行を追ったもの、ツーブロック、アシンメトリーなどの流行を追ったもの、パーマ、カール、アイロン、着脱色、変形、モヒカン、そり込み等は禁止する。

2 違反があった場合は、特別な指導を行う。保護者にも連絡し、場合によっては保護者来校の上、指導を行う。

(化粧・装飾・装身具)

第4条 次のことを禁止する

- (1) 口紅（色・香り付きリップクリームを含む）等の化粧類
 - (2) マニキュア，シール等のつめや皮膚への装飾
 - (3) ピアス，指輪，ネックレス，ブレスレット，サングラス，ミサंगा等の装身具
 - (4) 無香料のもの以外の制汗剤等の使用。
 - (5) 眉毛をそったり，抜いたり，書いたりすること。
- 2 違反があった場合は，特別な指導を行う。保護者にも連絡し，場合によっては保護者来校の上，指導を行う。

（指導・身なり等）

第5条 校内外の学習活動および登下校（休業日を含む）の際は，学校が定める制服を正しく着用すること。なお，性別による指定は設けない。

- (1) (冬服) 本校指定の上着，スラックス，スカート，カッターシャツ，ブラウス，ネクタイ，リボン
- (2) (夏服) 本校指定のスラックス，スカート，ポロシャツ，サロペット
- (3) (合い服) 夏服の上にブレザーを着用する組み合わせ
- (4) 1年間を通して（冬服），（夏服），（合い服）のいずれかを着用する。
- (5) 入学式，卒業式，受験時等には正装で参加をすること。
- (6) 部活動後の下校の際には部活動で決められている服装でそのまま下校することができる。

第6条 本校指定の制服，ネクタイ，リボンを着用する。

- (1) シャツ
本校指定のポロシャツ（夏季），カッターシャツとする。

- ① 裾をスラックス・スカートの中に入れる。
- ② 本校指定のシャツの下には，衛生面を考慮し肌着を着用すること。ただし，色は白，黒，紺，グレー，ベージュのいずれかで無地とし，体操シャツ，部活動のTシャツ，その他一般的なTシャツは着用しないこと。（シャツの襟元や袖から肌着を出さない。）
- (2) スラックス
スラックスをずらした着こなしはしない。
- (3) ベルト
ベルトは黒・紺で無地のものを必ず着用する。必要以上に穴が開いているなど，装飾のあるベルトの使用は禁止する。
- (4) スカート
スカートの丈は，膝立ちをして床につく長さとする。
 - ① スカートを折ったりして，丈の長さを勝手に変えたりしない。
- (5) ベスト・セーター・カーディガン
ベスト，セーターはVネックの黒か紺の無地とし，柄物，ラインは不可とする。パーカー，トレーナーは禁止する。
- (6) 靴下
白または黒・紺の一色で，ワンポイントが外側や内側に入っているものを許可する。長さは「くるぶしの上からひざ下まで」とし，くるぶしソックス，ルーズソックス等は禁止する。
- (7) ウインドブレーカー，マフラー，ネックウォーマー，手袋
 - ① 12月～2月は，登下校時に学校指定のウインドブレーカーを必ず着用すること。雨の日は，代わりに合

羽を着用することができる。

- ② 上記の期間外においても、体調、気温等を考慮し着用を認める。
- ③ マフラー、ネックウォーマー、手袋類は白・黒・紺・茶・灰色の無地のものとする。
- ④ 校舎内では原則使用しないが、ウインドブレーカーについては教師の指示があった場合には着用することができる。

(8) 靴

- ① 通学靴は全体が白一色のひも靴とする。登下校や学習で使用するから、運動に適したものとする。
- ② 校舎内及び体育館では、指定された上履き及び体育館シューズを履くこと。

(9) 鞆

- ① 鞆は、本校指定の通学カバン及び補助カバンを使用すること。
- ② キーホルダーやマスコット等不要なものをつけることは禁止する。
- ③ 変形や、落書き等はしない。

(10) 名札

- ① 学校指定の名札とする。
- ② 冬服は制服の上着の左胸に、夏服はポロシャツまたはサロペットの左胸に直接縫い付けること。

- 2 違反があった場合は、改善を求める指導を行う。保護者にも連絡し、場合によっては保護者来校の上、指導を行う。

(不要物)

第7条 トランプ、ゲーム、ヘヤードライヤー、音楽プレイヤー、ガム、菓子類、携帯電話、スマートフォン、不必要なお金、カッターナイフ等、その他教育活動に不要なものは、学校に持ってこないものとする。

- 2 違反があった場合は、不要物を学校で預かり、特別な指導を行う。保護者にも連絡し、場合によっては保護者来校の上、指導を行う。

(校内での過ごし方)

第8条 校内では、落ち着いて学校生活を過ごすこととする。

- (1) 授業中は、教師の指示に従い、騒いだり勝手に教室を離れたりしない。
- (2) 登校後は、校外に出ないこと。
- (3) 他の学級及び立ち入り禁止区域への出入りは禁止する。
- (4) 教室のベランダへの出入りは禁止する。
- (5) 朝会や行事で体育館等に集合する場合には、無言移動を行う。
- (6) 校舎内は、走らない。
- (7) 無言清掃を行うこと。

第3章 校外での生活に関すること

(校外での過ごし方)

第9条 校外では、社会のきまりやマナーを守り、安全に過ごすこととする。

(原則として、保護者の責任のもと行動する。)

- (1) 帰宅の時刻を守る。
- (2) カラオケボックス、ゲームセンター等の生徒のみの利用を禁止する。利用する場合は、保護者同伴とする。
- (3) 危険な遊び(火遊び、エアガン、道路でのスケボー等)をしたり、危険な場所(池、川、駐車場、工事現場等)に行ったりしないこと。
- (4) お金の貸し借りや物の交換、あげたり、もらったりしないこと。
- (5) 夜間の外出は、保護者同伴で行うこと。午後11時以降の外出は、補導の対象となる。

- 2 違反があった場合は、特別な指導を

行う。

第4章 特別な指導に関すること (問題行動への特別な指導)

第10条 次の問題行動を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ① 喫煙・飲酒
- ② 暴力・強要行為
- ③ 建造物・器物破損
(落書き, インターネットや交換日記等への悪質な書き込み, 卑劣な行為)

- ④ 窃盗・万引き
- ⑤ 性に関するもの
- ⑥ 薬物等乱用
- ⑦ 無免許運転及びその乗車
- ⑧ 交通違反
- ⑨ 刃物等所持
- ⑩ その他法令・法規に違反する行為

(2) 学校の規則等に違反する行為

- ① 喫煙同席・喫煙準備行為(煙草等の所持)
- ② いじめ
- ③ カンニング・改ざん
- ④ 家出および深夜徘徊
- ⑤ 無断アルバイト
- ⑥ 暴走族等への加入
- ⑦ 登校後の無断外出・無断早退
(無断で教室外に出ることも含む)
- ⑧ 指導に従わない等の指導無視及び暴言等
- ⑨ その他、学校が教育上指導を必要とする判断した行為

第11条 特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。

- (1) 説諭(短時間)
- (2) 学校反省指導(学校に登校し、反省する)

- ① 別室反省指導
- ② 授業観察による反省指導
- (3) その他の反省指導
 - ① 奉仕作業による反省指導
 - ② 教育相談と反省指導を複合した指導
 - ③ 保護者来校による授業観察指導
- (4) 家庭反省指導(週休日, 休日を活用する)

(反省指導の実施)

第12条 反省指導は、原則として学校反省指導とする。ただし、状況によっては家庭反省指導を週休日, 休日に行うことがある。

2 学校反省指導は、登校させて別室で行う別室反省指導と通常の学校生活(授業等)で行う授業観察による反省指導の2段階とする。

- (1) 反省指導期間中にある定期考査等は、別室で実施する。
- (2) 反省指導期間中にある学校行事や部活動の公式大会の参加は、別途協議して決定する。

(学校反省指導の期間)

第13条 別室反省指導の期間は、最大で5日とし、授業観察による反省指導の期間は、最大で10日とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により、指導期間を変更することがある。

(規程の周知)

第14条 生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会, PTA総会等で、説明を行う。

〈附則〉

第1条 この規程は、令和7年4月1日より施行する。